

日EU・EPAの署名 2019年春までの発効を目指す

政策調査部主席研究員

菅原淳一

03-3591-1327

junichi.sugawara@mizuho-ri.co.jp

- 7月17日に日本とEU（欧州連合）のEPA（経済連携協定）が署名に至った。米国と主要国の間で貿易制限措置の応酬が繰り返される現在、日EU・EPAの戦略的意義は増している
- 同EPAは、TPP（環太平洋パートナーシップ）とほぼ同水準の自由化と高度なルールで合意され、日EU間で双方向の貿易・投資の活発化が期待される。他方、投資紛争解決手続等、一部問題は積み残された
- 英国のEU離脱等のEU側の政治日程に鑑みれば、2019年春までの発効が期待される。その場合、日本では今秋の臨時国会の招集と、同国会での日EU・EPAの承認及び関連法案の成立が必要となる

1. 日EU・EPAの署名とその意義

昨年7月の大枠合意から、同年12月の最終合意を経て、本年7月17日に日本とEU（欧州連合）のEPA（経済連携協定）が署名に至った。日EU・EPAの意義については、大枠合意の際に3点指摘した¹。①人口が約6.4億人（世界の約8.7%）、域内総生産（GDP）が約21.3兆ドル（世界の約28.4%）の巨大な経済圏の構築、②規制や基準・規格といったルール形成における日EU協力の進展、③保護主義と闘い、自由貿易体制を支えていくための日EU協力の強化である。日本にとっては、韓国等のすでにEUとFTA（自由貿易協定）を締結している国に劣後しているEU市場における競争条件の改善も期待される。

署名に至った現在でも、これらの意義が変わるところはないが、最近の情勢に鑑みれば、③の点がより重要性を増している。それは、米国のトランプ政権が保護主義的な通商政策を明確に打ち出したことにより、大枠合意後の1年で日本とEUを取り巻く通商情勢が大きく変わったためだ。

米国は、その巨額の貿易赤字の削減のため、一方的な輸入制限措置等の発動やその脅しによって、貿易相手国の市場開放や対米輸出の抑制に乗り出した。米国の国家安全保障への脅威となることを理由とした、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品への輸入制限措置（追加関税賦課）は、米国の貿易赤字の約半分を占める中国だけでなく、米国にとって重要な同盟国であるカナダやメキシコ、そして日本とEUにもその矛先を向けた。さらに、米国は自動車・同部品についても同条に基づく調査を開始し、日本を含む各国はこれに強い懸念を示している。

日本とEUは本年5月31日、世耕弘成経済産業大臣とセシリア・マルムストローム欧州委員（貿易担当）が会談し、共同声明を発表した。同声明は、米国の鉄鋼・アルミ製品への輸入制限措置は「国家安全保障を根拠に正当化されるものではない」とした上で、自動車・同部品に関する調査を開始したことにつき、もし輸入制限措置が実際に発動された場合には「世界市場に深刻な混乱を招き、WTO（世界貿易機関）ルールに基づく多角的貿易体制を崩壊させかねないもの」になるとの懸念を示し、「こ

これらの懸念に関する米国との議論にあたって密接に協力するとともに他国への連携を呼びかけていく意向を確認」した²。

日EU・EPAは、こうした日EU協力の強化に資するものであり、「その多大な経済的価値を超えた戦略的重要性」を有し、「世界中で保護主義の動きが広まる中で、日本とEUが自由貿易の旗手としてその旗を高く掲げ、自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を全世界に対して示すもの」である³。

また、この間に日本は、米国抜きのTPP（環太平洋パートナーシップ）であるCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）交渉を主導し、合意に導いた。本年3月8日に署名されたCPTPPはすでに参加11カ国による国内承認手続段階にあり、来年の早い時期の発効に向けて、メキシコと日本がすでに国内手続を終えている。

この度、CPTPPに次いで日EU・EPAが署名に至ったことは、米国に通商政策の転換を促す圧力となることが期待される。すなわち、これらのFTAに参加しない米国の企業や輸出者は、日本やEU等の市場で競争上不利な立場に置かれることになる。これを解消するには、米国が日本やEU等とFTAを締結することなどが必要となる。日本としては、米国内のこうした圧力を利用して、米国のTPP復帰を働きかけていくことになるだろう⁴。

2. 日EU・EPAの概要

日EU・EPAの全体像については大枠合意の際に示したので⁵、ここでは、大枠合意の際には明らかになっていなかった点を中心に、日EU・EPAの概要といくつかの注目点を示したい。

（1）日EU・EPAの構成

日EU・EPAは、全23章で構成されている。章立ては異なるものの、含まれている要素はTPPと大きくは変わらない。ただし、特にEU側が重視する「貿易及び持続可能な開発」章や、日EU双方にとって独立した章としては初めてとなる「企業統治（コーポレート・ガバナンス）」章等、TPPにはなかった章も含まれている（図表）。

図表 日EU・EPAの構成（章立て）

1. 総則	6. 衛生植物検疫（SPS） 措置 附属書：食品添加物	10. 政府調達	17. 透明性
2. 物品貿易 附属書 -自動車 -焼酎 -ワイン	7. 貿易の技術的障害 （TBT）	11. 競争政策	18. 規制協力
3. 原産地規則 附属書 -アンドラ -サンマリノ	8. サービス貿易 投資自由化 電子商取引	12. 補助金	19. 農業協力
4. 税関・貿易円滑化	9. 資本移動・支払・移転	13. 国有企業	20. 中小企業
5. 貿易救済		14. 知的財産	21. 紛争解決
		15. 企業統治	22. 制度的規則
		16. 貿易及び持続可能な 開発	23. 最終規定

（注）附属書は特徴的なもののみ。付録は除く。

（資料）外務省「日EU経済連携協定（和文テキスト）」より、みずほ総合研究所作成

第8章「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」は6つの節に分かれ、「一般規定」、「投資の自由化」、「国境を越えるサービスの貿易」、「自然人の入国及び一時的な滞在」、「規制の枠組み」、「電子商取引」で構成されている。このうち、「規制の枠組み」では、「郵便及びクーリエ・サービス」、「電気通信サービス」、「金融サービス」、「国際海上運送サービス」に関する規定が設けられている。

なお、本章の「投資の自由化」、「国境を越えるサービスの貿易」、「電子商取引」や第12章「補助金」では、「音響・映像サービス」が対象から除外されている。これは、文化的・言語的多様性の保護を重視するEUとのEPAの特徴と言える。

大枠合意時に積み残しの論点となっていた「投資家と国との間の紛争解決」については、投資保護に関する規律とともに、別途交渉される投資協定で定められることとなった。そのため、日EU・EPAにおいては、投資に関しては自由化に関する規定のみが盛り込まれている。

（2）物品貿易の自由化

物品貿易の市場アクセスについては、日本側の約束は、コメの除外（TPPでは米豪両国に輸入枠設定）、ワイン関税の即時撤廃（TPPでは協定発効8年目撤廃）、パスタ関税の協定発効11年目の撤廃（TPPでは段階的関税削減）等、農林水産物・食品を中心に、TPPほど自由化しなかった品目、TPPを上回る自由化を約束した品目の双方がみられるが、関税撤廃率は農林水産物が約82%、工業品が100%、全体で約94%（いずれも品目数ベース）と、TPPとほぼ同水準となった⁶。EU側の関税撤廃率は、農林水産物が約98%、工業品が100%、全体で約99%となっている⁷。

譲許表で定められた一部品目については、協定発効5年目もしくは日EUが合意する年のいずれか早い方に、関税削減の加速等の見直しを行うことが規定されている（第2.8条3項）。EU側はホタテ等の一部水産物、ココア粉や穀物調製品、コーヒー調製品、アイスクリームの一部、日本側は牛肉、豚肉、乳製品、でん粉（コーンスターチ等）、砂糖の一部が見直し対象に指定されている。

また、日本もしくはEUが第三国との協定によって日EU・EPAにおいてよりも有利な待遇を与えた場合には、第三国との協定が発効した日から3カ月以内に見直しを開始しなければならず、同発効日から6カ月以内に終わるべく見直しを進めることが規定されている（第2.8条4項）。

（3）自動車部品の第三国累積

乗用車（HS8703）生産に用いられる一部部品（HS8407：ガソリンエンジン、HS8544：ワイヤハーネス、HS8708：自動車部分品）については、当該部品が第三国原産であっても、日EUそれぞれと当該第三国のFTAが発効し、一定の条件を満たしている場合は、当該部品を原産品とみなすことができるとの規定が設けられている（付録3-B-1 第5節）。EUと日本がともにFTAを締結している第三国（未発効含む）は、メキシコ、チリ、スイス、シンガポール、ベトナム、カナダがある。EUは現在、アジア太平洋諸国とのFTA締結を積極的に進めているため、対象国はさらに増えるだろう。グローバルなサプライチェーンを構築している日本の自動車メーカーにとって、この規定は注目に値する⁸。

（4）経済効果

日本政府の試算によれば、日EU・EPAによる日本の実質GDP押し上げ効果は約0.99%、約5.2兆円

(2016年度実質GDP水準換算)となっている⁹。また、日EU・EPAによる日本の農林水産物の生産減少額は、約600～1,100億円と算出されている。同試算は、農林水産物につき、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、国内対策によって国内生産量は維持されるとの前提に基づいている¹⁰。

(5) データ移転・保護

電子商取引に関して、「TPP3原則」とも呼ばれる①電子的手段による情報の越境移転の自由の確保、②コンピュータ関連設備の設置・利用要求の禁止、③ソースコードの移転・アクセス要求の禁止のうち、日EU・EPAでは③のみが規定された。①については、協定発効後3年以内に、「データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価する」ことが規定されている(第8.81条)。

ただし、データ保護については、EUはこれを「EUにおける基本的権利であって、(通商)交渉の対象ではない」¹¹として、日本の個人情報保護委員会と欧州委員会の間で別途協議が行われてきた。同協議は、日EUが相手の個人情報保護制度の保護水準が十分であることを相互に認め、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みを構築するものであり¹²、「日EU・EPAの便益を補完し拡大するもの」とされている¹³。今回の日EU・EPAの署名に合わせ、同協議も最終合意に至った。この結果、「データが安全に流通する世界最大の地域が創出され」、「日EUの市民は、強力な個人データ保護による便益を享受し、企業は、お互いの経済圏への妨げのない安全かつ自由なデータ移転による便益を享受する」ことになる¹⁴。同枠組みは、今秋までに日EU双方が必要な国内(域内)手続を完了させ、実施されることが約束された¹⁵。

(6) 投資保護・紛争解決の分離

前述のように、投資保護に関する規律と「投資家と国との間の紛争解決」については、本協定から切り離され、これらについては別途投資協定を締結することとなった。これには2つの理由があるとみられる。

ひとつには、これによって日EU・EPAの発効に向けたEU域内の手続をより円滑に進められると期待されるためである。投資保護規律と投資紛争解決手続を含む場合には、それらに関する権限がEU各加盟国にもあるため、EPAの発効にはEU各加盟国の議会の承認が必要となる(混合協定)。しかし、これらを含まない場合には、EUレベルでの手続、つまり、欧州議会の同意と閣僚理事会の決定でEPAの発効が可能となる(単独協定)。混合協定となったEUと韓国のFTAの場合、関税削減・撤廃等のEUレベルでの手続で発効できる(EUに排他的権限がある)部分をまず発効させ(暫定適用)、その後各加盟国議会の承認を経て正式発効となった。2010年10月6日に署名された同FTAは、2011年7月1日に暫定適用が開始されたが、正式発効は2015年12月13日であった。単独協定となった日EU・EPAは、こうした暫定適用という段階を踏む必要がない。

もうひとつの理由は、投資紛争解決手続について日EU間で合意するのが困難なためである。この件につき、現在も日EU間の協議が続いているが、合意の見通しは立っていない。

「投資家と国との間の紛争解決」について、日本はTPPを含むこれまでのEPAや投資協定で採用している、投資紛争を国際仲裁に付託する方式、いわゆる従来のISDSを日EU・EPAにおいても採用す

るよう主張している。他方、EUは、常設で二審制の投資裁判所制度（ICS）の採用を求めている。

EUは、今後締結するFTA（EPA）もしくは投資協定においては、ICSを採用することを基本原則としており、最近のベトナムやカナダ、シンガポールとの協定ではICSを採用している。EUは、将来的には、ICSの導入で合意した国で共通の多国間投資裁判所を設立することも視野に入れている。

従来のISDSには、それがあつて投資家（企業）が安心して投資することが可能になるため、投資受入国にとつてもメリットがあると言われる一方で、ISDSによつて国家の正当な規制権限が制約を受けているとの強い批判もある。そのためEUは、従来のISDSを最早過去のものとして、その採用を拒否している。この点で、EUに妥協の余地はない。しかし、日本は、ICSは運用例がなく、不明な点も多いため、その採用には慎重な姿勢を示している。

特に、ICSには、そのユーザーである産業界から懸念の声があつている。ICSでは、解決までの期間やコストの面で従来のISDSに劣る可能性がある。また、裁判官（仲裁人）は訴えられる側の国が選定したリストから選ばれることになるため、ビジネスの実情に必ずしも精通していない専門家がその任に当たることになるのではないかとつた点が指摘されている。

この問題は日本とEUの間だけの問題ではなく、今後のFTAや投資協定における投資紛争解決手続全般に関わる問題である。ISDSについては、現在個別のFTA交渉や国際フォーラムで議論が行われている。例えば、CPTPPにおいては、ISDSに関するTPPの規定が一部凍結された。また、現在見直し交渉中の北米自由貿易協定（NAFTA）においても、その必要性を含めたISDSのあり方が議論されている。すでにベトナム、カナダ、シンガポールがICSを認めていることもあり、日本がこれを認めた場合、ICSが投資紛争解決手続の主流となつていくことも考えられる。

これらの点を考慮すれば、日EU間の投資協定の締結には、しばらく時間を要するとみられる¹⁶。

3. 2019年春までに発効の見通し

日EU・EPAは、2019年の早い時期の発効が見込まれている。これは主に、EU側の政治日程による。

前述のように、日EU・EPAの発効には欧州議会の承認が必要となるが、欧州議会選挙が2019年5月下旬に予定されている。したがつて、来春までに欧州議会での承認が得られることが期待されている。

さらに、英国のEU離脱問題がある。現時点で想定されているところでは、2019年3月末をもつて英国がEUから離脱するため、それまでに発効しなければ、日EU・EPAは英国には適用されないことになる。英国の離脱前に発効できれば、「移行期間」（2020年末まで）中は日EU・EPAは英国にも適用されると見込まれている。

日EU・EPAは、別段の合意がない限り、日本及びEUの国内（域内）承認手続きの完了を互いに通報した日の翌々月の初日に生じるとされている（第23.3条）。この規定の「翌々月の初日」が適用される場合、日EU・EPAが（2020年末まで）英国にも適用されるには2019年3月1日までに発効する必要がある、そのためには同年1月末までに日本とEUの双方が国内（域内）承認手続きを終える必要がある。

このスケジュールに基づけば、日本においては、今秋に臨時国会が招集され、その場での日EU・EPAの承認及び関連法案の成立が必要となる。

米国と主要国の間で貿易制限措置の応酬が繰り返される現在、日EU・EPAの締結により、「日本

とEUは、自由で、公正な、かつルールに基づく貿易を促進し、保護主義に対抗するという力強いメッセージを発信」することができる¹⁷。日EU・EPAにはこうした戦略的意義があり、早期の発効が望まれる。

¹ 菅原淳一「日EU・EPA交渉大枠合意の意義」『みずほインサイト』みずほ総合研究所、2017年7月12日。

² 経済産業省「日EU共同声明」2018年5月31日。

³ 外務省「ジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長及び安倍晋三日本国総理大臣の共同声明」2017年12月8日。署名時の共同声明にもほぼ同じ文がある。外務省「第25回日EU定期首脳協議共同声明（仮訳）」2018年7月17日。

⁴ CPTPPの発効に向けた動きや日EU・EPAの署名は、短期的には、米国からの対日圧力を強める方向に働くことも考えられる。日本市場で米企業・輸出者が不利となることを回避するため、今月末にも開催が見込まれている日米間の新たな貿易協定（FFR：自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協定）では、日米FTA締結を望む米国からの要求が強まることも想定される。日本政府には、こうした米国の要求をかわしつつ、米国にTPP復帰を求めるといって極めて困難な対応が求められる。

⁵ 物品貿易の自由化の詳細や自動車附属書、政府調達等に関して、注1参照。

⁶ 外務省経済局「日EU経済連携協定（EPA）に関するファクトシート」2017年12月15日。

⁷ 日本側はHS2017に基づく日本政府による数値、EU側はHS2012に基づく欧州委員会による数値。

⁸ 同様の規定を盛り込んだEUと他国のFTAが増え、日本が「第三国」として扱われることも想定される。もし、EU離脱後の英国とEUの間でこうした規定が合意され、日英間にFTAが締結されれば、日本製部品を用いて英国で製造された自動車をEUに輸出する際に、日本製部品を原産品とみなしうることも考えられる。

⁹ 内閣官房TPP等政府対策本部「日EU・EPA等の経済効果分析」2017年12月21日。

¹⁰ 農林水産省「農林水産物の生産額への影響について（日EU・EPA）」2017年12月。

¹¹ European Commission, 'Key elements of the EU-Japan Economic Partnership Agreement', 18 April 2018.

¹² 個人情報保護委員会「個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロバー委員との協力対話」2017年7月3日。

¹³ 個人情報保護委員会「熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（日本語仮訳）」2018年5月31日。これにより、可能な限り早期に、「個人情報保護委員会が、個人情報保護法第24条に基づき我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として欧州経済領域（EEA）を指定するとともに、欧州委員会が、EU一般データ保護規則（GDPR）第45条に基づき我が国が十分な保護水準を確保していると決定する」ことが合意された。

¹⁴ 個人情報保護委員会「熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（日本語仮訳）」2018年7月17日。

¹⁵ 個人情報保護委員会「日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に係る最終合意」2018年7月17日。

¹⁶ 7月9日から11日まで行われた日EU投資交渉会合においても、投資紛争解決手続を巡る日EU間の意見の隔たりを埋めるためにさらなる議論が必要とされた。次回会合は晩秋（late autumn）に予定されており、近いうちに投資協定が締結される見込みはない。European Commission, 'EU-Japan investment negotiations', 11 July 2018.

¹⁷ 外務省「第25回日EU定期首脳協議共同声明（仮訳）」2018年7月17日。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償のみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。